

# 公立大学法人尾道市立大学教員の採用及び昇任の手續に関する規程

平成24年4月1日  
規程第35号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 教員の採用及び昇任に関する事項については、公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則（平成24年規程第33号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (公正の確保)

第2条 採用及び昇任に当たっては、人格、学歴、職歴、教授能力、教育及び研究の業績並びに法人、学会及び社会における活動について総合的に判断し、公正に行うものとする。

## 第2章 採用の手續

### (採用の申出)

第3条 学部長は、教員を採用する必要があるときは、その旨を理事長に申し出るものとする。

2 学部長は、前項の申出を行うに当たっては、当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

### (採用方針の決定)

第4条 理事長は、前条の申出を受け、採用の必要があると認めるときは、理事会の議を経て、当該申出に係る教員の採用方針を決定する。

### (採用手續の開始)

第5条 教員人事委員会は、理事長が前条の規定により教員を採用する旨の方針を決定したときは、理事長の命により、採用の手續を開始する。

2 教員の採用は、選考により行う。

3 選考に際しての応募者の募集は、原則として公募によることとする。

### (採用候補者の決定)

第6条 教員人事委員会は、別に定める基準に基づき審査を行い、採用候補者を決定し、理事長に報告するものとする。

2 教員人事委員会は、応募者の教育及び研究の業績審査について、教授会に委任することができる。

3 教授会は、前項の規定により業績審査の委任を受けたときは、応募者について審査の上、採用候補者を教員人事委員会に推薦するものとする。

### (採用の決定)

第7条 理事長は、前条第1項の報告を受けたときは、教育研究審議会の議を経て、当該採用候補者の採用について決定する。

## 第3章 昇任の手續

### (昇任の申出)

第8条 学部長は、教員の昇任の必要があると認めるときは、別に定める基準に基づき、昇任基準該当者の名簿を作成し、理事長に申し出るものとする。

2 学部長は、前項の申出を行うに当たっては、当該学部の教授会の意見を聴くものとする。

### (昇任方針の決定)

第9条 理事長は、前条の申出を受け、昇任の必要があると認めるときは、理事会の議を

経て、教員の昇任方針を決定する。

(昇任手続の開始)

第10条 教員人事委員会は、理事長が前条の規定により教員を昇任させる旨の方針を決定したときは、理事長の命により、昇任審査手続を開始する。

(昇任候補者の決定)

第11条 教員人事委員会は、別に定める基準に基づき昇任基準該当者の審査を行い、昇任候補者に係る審査結果を理事長に報告するものとする。

(昇任の決定)

第12条 理事長は、前条の昇任候補者の報告を受けたときは、教育研究審議会の議を経て当該昇任候補者の昇任について決定する。

#### 第4章 補則

(人事計画書)

第13条 学部長は、第3条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、理事長に申し出る場合、人事計画書案を提出しなければならない。

2 前項に規定する人事計画書案には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 教育研究等の職務(担当科目等)
- (2) 職位
- (3) 昇任の場合は候補者の氏名
- (4) 採用又は昇任の理由
- (5) 採用又は昇任の予定時期
- (6) 採用又は昇任の条件
- (7) その他、理事長が求める事項

3 理事長が必要と認めるときは、学部長に第1項に規定する人事計画書案の作成を促すことができる。

4 理事長は、人事計画書案の審査を、教員人事委員会に諮問することができる。

5 教員人事委員会は、理事長の諮問に応じ、人事方針、中期目標、中期計画及び関係諸規程を勘案し、人事計画書案を審査するものとする。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、教員の採用及び昇任の手続に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成24年7月11日規程第132号)

この規程は、平成24年7月11日から施行する。

付 則(平成27年3月26日規程第180号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。